様式第六号（第四面）を次のように改める。

様式第６号（第４面）

４　有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書の記載方法

⑴　有料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「・無料・特別の法人無料」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに１から６まで及び８の全文並びに７の「第33条第４項において準用する・第33条の３第２項において準用する」を抹消すること。

⑵　無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・」、「・特別の法人無料」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに１から６まで及び８の全文並びに７の「・第33条の３第２項において準用する」を抹消すること。

⑶　特別の法人無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに１から６まで及び８の全文並びに７の「第33条第４項において準用する・」を抹消すること。

⑷　⑩欄には、職業紹介事業を行う事業所ごとに取扱職種の範囲等の内容を記載すること。記載し得ない場合は別紙に記載して添付すること。

（例）　職業

㈠　事務的職業、会社・団体の役員、飲食物調理の職業、林業の職業など

（例）　地域

㈡　国内、大阪府、中部地方など

（例）　その他

㈢　紹介予定派遣に関するもの、母子家庭の母等、中高年齢者、本校所定の課程を修了した者など

㈣　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第11条により公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない。

⑸　取扱職種の範囲等の変更については「取扱職種等の範囲等」の欄に変更後のものを記載することとし、変更前の取扱職種の範囲等を⑧変更前の欄にも記載すること。

様式第六号（第五面）を次のように改める。

様式第６号（第５面）

５　特別の法人無料職業紹介事業変更届出書の記載方法

特別の法人が無料職業紹介事業を行う事業所の新設を届け出て行う場合は、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」及び「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」を抹消し、並びに１から７までの全文を抹消すること。

６　①欄には、申請書又は届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。

７　②欄には、申請者又は届出者の氏名（法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

８　③欄には、許可・届出の際に付与された許可・届出番号を記載すること。

９　④欄には、氏名（個人）又は名称（法人又は団体における名称）を記載すること。

10　⑤欄には、事業所の所在地（法人にあっては主たる事務所の所在地）を記載すること。

11　⑪欄には、変更（廃止）事項について、変更（廃止）した年月日を記載すること。

12　なお書きは、代表者又は職業紹介責任者の変更届出以外の場合は抹消すること。

また、代表者又は職業紹介責任者の変更届出においてそれぞれ変更のないものに係る部分について抹消すること。

13　⑭備考欄には、担当者職、氏名及び連絡先を記載すること。

14　職業紹介を行う事業所の新設又は廃止の場合における職業紹介事業変更届出書における記載方法

新たに職業紹介事業を行う事業所の新設を届け出て行う場合、又は、職業紹介事業を行う事業所を廃止する場合は、⑦欄には事業所の「設置」又は「廃止」を記載することとし、該当する全ての事業所の名称及び所在地を⑥欄に記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。

⑪欄に事業を開始する（又は廃止した）年月日を記載すること。⑫欄には、職業紹介事業所を設置する場合について、該当する事業所における職業紹介責任者の氏名、住所を記載すること。⑬欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。

様式第六号の二中「、第33条の３第２項及び第33条の４第２項」を「及び第33条の３第２項」に改める。

様式第七号（表面）中「地方公共団体無料職業紹介事業廃止届出書」を削り、「職業安定法32条の８第１項」を「職業安定法第32条の８第１項」に、「３　下記のとおり無料職業紹介事業」を「３　下記のとおり特別の法人無料職業紹介事業」に改め、「４　下記のとおり無料職業紹介事業を廃止したので、職業安定法第33条の４第２項において準用する同法第32条の８第１項の規定により届出をします。」を削る。

様式第七号（裏面）記載要領一中「、「特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業廃止届出書」」を「及び「特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書」」に、「及び２から４」を「並びに２及び３」に、「、３及び４」を「及び３」に、「、「無料職業紹介事業廃止届出書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業廃止届出書」」を「及び「無料職業紹介事業廃止届出書」」に、「及び１、２及び４」を「並びに１及び２」に改め、「④地方公共団体無料職業紹介事業廃止届出書を提出する場合には、表題中「有料職業紹介事業廃止届出書」、「無料職業紹介事業廃止届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書」の文字及び１、２及び３を抹消すること。」を削る。

様式第八号の三を削る。

様式第九号（裏面）中「、労働者の募集又は」を「を行う者（第29条第１項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。）又は労働者の募集若しくは」に改める。

（雇用対策法施行規則の一部改正）

第二条　雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（要請等）

第十三条の二　地方公共団体の長は、法第三十二条第一項の要請（以下この条及び次条において「措置要請」という。）をするときは、当該措置要請に係る措置の内容及びその理由を記載した書面を添えるものとする。